

調査会の設置および議事録公開基準の新旧対照表

新開発食品調査部会における調査会の設置について

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">平成21年10月26日 <u>消費者委員会 新開発食品調査部会</u> <u>部会長 阿久澤 良造</u> <u>最終改正 平成26年2月 日</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 設置の理由 新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第<u>四</u>条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。 なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる2つの調査会を設けるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">消費者委員会 新開発食品調査部会長 田 島 眞</p> <p>(略)</p> <p>2. 設置の理由 新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第<u>三</u>条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。 なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる2つの調査会を設けるものとする。</p> <p>(以下略)</p>

参考資料

新開発食品調査部会設置・運営規程 最終改正 平成25年9月20日

(調査会の設置)

第四条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。

3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。

4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

新開発食品調査部会議事録の公開基準について

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">平成24年9月28日 消費者委員会新開発食品調査部会決定 <u>最終改正 平成26年2月 日</u></p> <p>・新開発食品調査部会の議事録の公開</p> <p>新開発食品調査部会設置・運営規定(平成25年9月20日消費者委員会決定)第8条の定めによって作成された消費者委員会新開発食品調査部会の議事録(以下、「議事録」という。)は、同設置・運営規程第六条第2項に基づき、個別品目の審査内容が許可申請を行っている事業者の権利または利益を侵害するおそれのある項目等が存在することを踏まえ、本基準に定めるところにより公開することとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この基準は、<u>平成26年2月 日</u>から施行する。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: right;">平成24年9月28日 消費者委員会新開発食品調査部会決定</p> <p>・新開発食品調査部会の議事録の公開</p> <p>新開発食品調査部会設置・運営規定(平成21年10月7日消費者委員会決定)第5条の定めによって作成された消費者委員会新開発食品調査部会の議事録(以下、「議事録」という。)は、同設置・運営規程第6条第2項に基づき、個別品目の審査内容が許可申請を行っている事業者の権利または利益を侵害するおそれのある項目等が存在することを踏まえ、本基準に定めるところにより公開することとする。</p> <p>(略)</p> <p>附則 この基準は、平成24年9月28日から施行する。</p>

参考資料

新開発食品調査部会設置・運営規程 最終改正 平成25年9月20日

(議事録)

第八条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席者の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果
- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。